

認定NPO法人 東三河後見センター

少子高齢化社会がすすみ、私たちの地域でも65歳以上の方の人数が増加しています。今から、20年程前に国は「介護保険制度」という仕組みを創設しました。介護が必要になった時に、必要な介護サービスを選んで、提供事業者と『契約』してサービスを利用する仕組みです。

しかし、認知症の高齢者が理解して『契約』することができるのかという課題が生じました。そこで法的にご本人に代わって『契約できる人』が必要とされ、「介護保険制度」と一緒にスタートしたのが「成年後見制度」です。認知症のみならず知的障がい、精神障がい等により、ご自身で契約することが困難な方、騙されてしまう方等の権利侵害から本人の意思を尊重しながら護る制度です。

そして、認定NPO法人東三河後見センターは、東三河地域の市町村関係機関等と連携を図りながら、家庭裁判所から法人後見人として選任され権利擁護支援（成年後見制度）をしています。現在、当法人に所属している29名の市民後見人、専門資格のあるスタッフが、支援の必要な方、お一人おひとりに寄り添い、ご本人の意思を確認しながら支援しています。



みんなでつくる支えあいのまち
認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分であっても、この地域で生活安心して住めますように。

認定NPO法人
東三河後見センター
行政・社会福祉協議会・専門職・福祉施設などと連携

市民参加の法人後見です。
ベテラン職員と人生経験豊かな
心優しいボランティアの集まり

- 大切な人を守る
- 定期的な訪問や見守り
- サービス利用の手配
- 入居、施設入所などのお手伝い

大切な人の財産管理と身上保護を支援します

設立：H19年(2007年)2月 事務所：豊川商工会議所3階
正会員154名／賛助会員61名／法人賛助会員4法人 法人後見受任者：98名(累計151名) (R2.1.1現在)
成年後見制度について詳しく知りたい方は、家庭裁判所等発行のパンフレットをご覧ください。

東三河後見センターのあゆみ（抜粋）

2005（平成17）年7月

豊川市、新城市などの知的障がい者の福祉サービス関係者と保護者たちが、法人後見ができる法人作りをめざして市民団体「後見制度を考える会」を立ち上げる。

2005（平成17）年8月～2006（平成18）年8月

会員の勉強と成年後見制度の普及・啓発を兼ねて、講演会やシンポジウムなどを開催する。

2006（平成18）年11月

NPO法人東三河後見センター設立総会。

2007（平成19）年2月22日

設立登記

2007（平成19）年4月

豊川商工会議所内に事務所を借り、事業開始する。

・
・
・

2019（令和元）年度

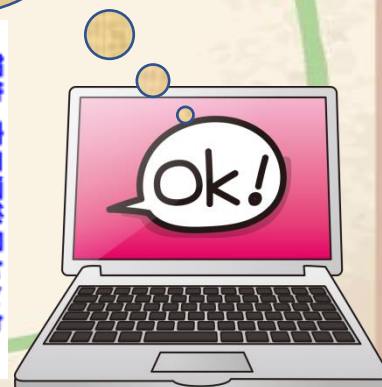
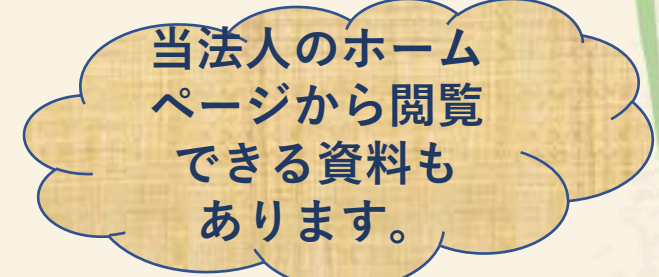
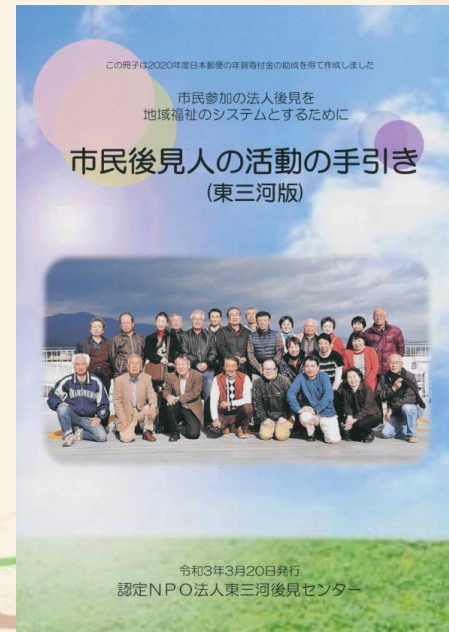
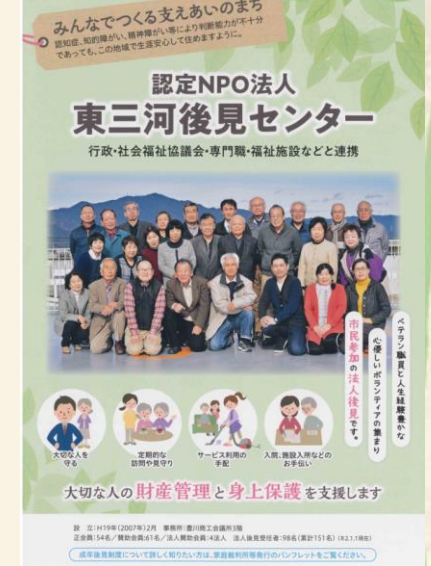
社会福祉法人美竹会 ケアハウスみそのさんと協働し、2度目となる豊川市市民協働推進事業補助事業を活用して、権利擁護支援（成年後見制度）の普及・啓発と多職種連携によるネットワーク構築プロジェクトとして、成年後見フォーラム、成年後見学習会（2回）を実施した。

2020（令和2）年度

2020年度年賀寄付金助成事業として「成年後見制度利用促進のために市民参加の法人後見をシステムとして地域に定着させる事業」が採択され、地域の社会福祉協議会と連携・協働して市民後見人養成講座を開催した。



東三河後見センターの発行物の紹介



東三河後見センターの「認定」の継続に向けて

現在「認定」を認められている期間：令和2年2月13日～令和7年2月12日まで（3回目の認定です！）

認定NPO法人への寄附について、詳しくは内閣府NPOホームページをご覧ください。



認定 NPO 法人東三河後見センターが実践している「**法人後見**」は、一度始めると成年被後見人等の判断能力が回復するか、お亡くなりになるまで**止めることはできません**。
当法人のように毎年 10 人以上の成年後見人等を受任しようとする、**法人経営を半永久的に継続させる責任が生じます**。

経営基盤の弱い NPO 法人にとってこれが一番の悩みです。当法人の収入源は、法人後見受任などの事業収入のほか、会費・寄付等ですが、現在、収入の大半は事業収入です。長期的な経営基盤強化のためには、**毎年100人以上の寄付者がある**という条件を満たし、引き続き認定NPO 法人であることを**維持していきたいと考えています**。
（3回認定を受けています。）

東三河後見センターは皆様の支援によって運営されています！！
引き続きご支援をお願いします。**正会員・賛助会員を随時募集しています！！**

振込口座のご案内 ゆうちょ銀行 二一八支店
口座番号4661400/普通
名義 特定非営利活動法人 東三河後見センター
払込取扱票が事務所にあります。



【連絡先】

愛知県豊川市豊川町辺通4-4 豊川商工会議所3階
<http://higashimikawakouken.or.jp/>

Tel 0533-80-2707

Fax 0533-80-2708



Thank you